

中間検査の取扱い及び災害復旧工事等における工事成績評定の対象について（お知らせ）

令和 6 年 5 月 27 日
広島県土木建築局

災害復旧工事等（※¹）の検査及び工事成績評定については、「平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う監督・検査等の取扱いについて（平成 30 年 10 月 22 日）」、「平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う工事成績評定の取扱いについて（平成 31 年 3 月 5 日）」、「災害復旧工事等に伴う検査及び工事成績評定の取扱いについて（令和 2 年 4 月 1 日）」及び「災害復旧工事等に伴う検査の取扱いについて（令和 5 年 3 月 29 日）」によりお知らせしているところですが、次のとおり取り扱うこととしました。

1 中間検査の取扱い

(1) 中間検査の対象

原則、請負代金額 2,000 万円以上とする。

(2) 中間検査の回数

原則、請負代金額 2,000 万円以上 2 億円未満の工事は中間検査を 1 回実施し、2 億円以上の工事は 2 回実施する。また、工期が一年を超える工事で当該年度の年割額が 2 億円以上の場合、当該年度に中間検査を 2 回実施する。

なお、工事成績が特に優秀な受注者（※²）については、受注者が希望する場合において、請負代金額が 2,000 万円以上 2 億円未満の工事については中間検査を割愛し、2 億円以上の工事については中間検査の回数を 2 回から 1 回に減ずる（事務処理方法については、別紙を参照）。

区分	改正前	改正後
通常工事	1,000 万円以上 1 億円未満・・・ 1 回 1 億円以上…………… 2 回	<u>2,000 万円以上 2 億円未満</u> ・・・ 1 回 <u>2 億円以上</u> …………… 2 回
災害復旧工事等	3,500 万円以上 …………… 1 回 (災害特例に基づく緩和措置)	
工事成績が特に優秀な受注者が希望する場合	—	<u>2,000 万円以上 2 億円未満</u> ・・・ 0 回 <u>2 億円以上</u> …………… 1 回

2 災害復旧工事等における成績評定の対象

原則、1 件の請負代金額が 500 万円以上の工事とする。

改正前	改正後
3,500 万円以上 <受注者が希望する場合> 500 万円以上	<u>500 万円以上</u>

3 適用

令和 6 年 6 月 1 日以降に指名・公告等する工事から適用する。

※ 1 災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業）又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）。

※ 2 指名・公告日に当該工事と同じ業種で一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記 1「他の格付け等対象の一般競争入札に参加できる者」に該当する者。

工事成績が特に優秀な受注者が、中間検査を割愛又は減ずることを希望する場合の事務処理方法

- 1 受注者は、中間検査を割愛又は減ずることを希望する場合、監督職員に対し、工事打合せ簿で提出するものとする。

(工事打合せ簿の例)

工 事 打 合 せ 簿					
発議者	☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日		
発議事項	☐ 指示	☐ 協議	☐ 通知	☐ 承諾	☐ 報告
	☒ 提出				
	☐ その他 ()				
工事名					
(内容) 中間検査の実施回数について 中間検査を割愛することを希望する。 (又は、中間検査を減ずることを希望する。)					

- 2 発注者は、受注者が、工事成績が特に優秀な受注者であることを確認する。
- 3 発注者は、工事成績が特に優秀な受注者であることを確認できた場合、上記 1 の工事打合せ簿を受理する。

土木工事に係る成績評定及び中間検査の取扱い (R06.06.01～)

請負代金額	成績評定の取扱い		中間検査の回数		
	通常工事	災害復旧工事等	通常工事	災害復旧工事等	工事成績が特に優秀な受注者が希望する場合
500 万円未満	対象外		0 回		0 回
500 万円以上 ～2,000 万円未満	対象		0 回		0 回
2,000 万円以上 ～2 億円未満	対象		1 回		0 回
2 億円以上	対象		2 回		1 回
工期が一年を超える工事で 当該年度の年割額 2 億円以上	対象		2 回 (当該年度で)		1 回 (当該年度で)